

- チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて、以下の考え方に基づき、特定行為の検討を行った。

＜特定行為とは＞

- ・ 行為そのものに「技術的な難易度又は判断の難易度」があることに加えて、
- ・ 予め対象となる病態の変化に応じた行為の内容が明確に示された、特定行為に係るプロトコールに基づき、看護師が患者の病態の確認を行った上で実施することがある行為

- その結果、（__）行為については、上記の考え方に合致するため、特定行為に位置付けるべきとの意見が多数を占めた。
- 一方で、一部の委員からは、これらの（__）行為の一部について、技術的又は判断の難易度が認められないといった理由により、特定行為とすべきでないとの意見もあった。
- 診療の補助における特定行為（案）において「要検討」とした（__）行為については、特定行為と位置づけるか否かについて引き続き検討を行う。